

令和5年度 権利擁護と成年後見セミナー 開催案内

テーマ

『空き家を増やさない！！ 不動産売買について』

遠方の空き家を相続したり、空き家の所有者が病院や施設に入院・入所したりといったケースは多く、また、空き家の管理や解体などにはそれなりの費用がかかるため、空き家を所有しているが、どうすればよいかわからない、という方もいらっしゃると思います。また、ご所有の空き家を**相続登記しないと罰金の対象**となってしまうます。ポイントや注意事項についてご紹介いたします。

- 〈日 時〉 令和6年1月10日(水) 13:30~
〈場 所〉 平川市役所第2庁舎会議室 ※定員50名
〈講 師〉 とうり不動産株式会社
行政書士 とうり事務所
代表 相馬 彰氏
〈参加費〉 無 料

興味のある方、参加されたい方は、下記の連絡先までお問合せください

平川市成年後見サポートセンター(平川市社会福祉協議会内)
地域福祉課 担当 齊藤 電話 88-7639 FAX 88-7032
メール申込可能 y.saitou@hirasyakyo.org

